第1章 計画の意義

- 1. 意義・位置付け
- (1)住生活基本計画の意義

ア 策定の背景

戦後の我が国の住宅政策は、住宅金融公庫、公営住宅及び日本住宅公団等による住宅及び住宅資金の直接供給のための政策手法を柱とし、住宅建設計画法の下に住宅の「量」の確保を通じて、深刻な住宅不足の解消や居住水準の向上等に一定の効果を挙げてきました。しかしながら、少子高齢化の急速な進行等の社会経済情勢の変化に伴い、新たな課題への対応が求められる中で、住宅及び居住環境の「質」については未だ十分な水準とはいいがたい状況にあると共に、多様化する住宅困窮者に対する公平かつ的確な住宅セーフティネットを確保することが求められています。

こうした中で国においては、国民の豊かな住生活を実現するため、平成 18 年 6 月に「住生活基本法」(平成 18 年法律第 61 号)が施行され、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道すじが示されたところです。

茅野市(以下「本市」という。)では、これまで、住宅政策全般にわたる計画として 位置付けられたものはなく、長野県の住宅施策や本市の国土利用計画や総合計画、都 市計画マスタープラン等に従って、良好な住環境の整備、バリアフリー化の普及、公 営住宅の供給等に取り組んできました。

しかし、経済状況が厳しくなっていく中、これまでのような積極的な公共投資は困難となっており、より選択と集中の吟味が必要となっています。高齢者世帯の増加や景観形成への意識の高まり、安全・安心の確保等への対応など、本市の課題や時代の要請に対応した住宅施策の展開が求められています。また、施策に対する主体的な市民参画と行政の説明責任が必要となっています。

国や県においては、「住生活基本法」に掲げる基本理念や基本的施策を具体化し、それを推進していくための基本的な計画である「住生活基本計画(全国計画)」、「長野県住生活基本計画(県計画)」が策定されました。

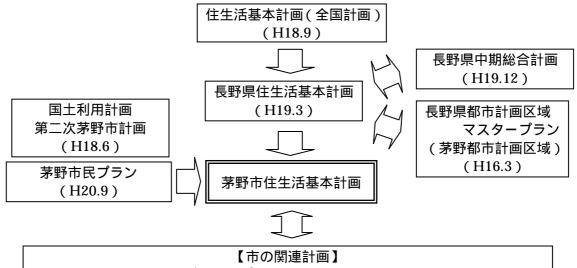
「茅野市住生活基本計画(以下「本計画」という。)」は、国、県の計画の実現化は もちろん、本市が抱える住生活の課題解決に向けた、今後の本市の住宅施策を進めて いくための基本的な方針として活用するものです。

イ 策定の目的

本計画では、市内の住宅問題についての現状把握や調査・分析などを行い、地域の特性及び市民ニーズを的確にとらえたうえで、上位・関連計画との整合を図るとともに、都市計画や福祉施策、環境・防災対策などと連携した総合的な住宅施策として、また、市民・民間事業者・行政が連携しながら展開を図ることができる施策の構築を目的とし、住生活基本法の理念を実現するために、本市にとって創めての住宅施策の基本となる「茅野市住生活基本計画」を策定するものです。

(2) 住生活基本計画の位置付け

本計画は、以下の位置付けのもと、住宅・住環境整備の総合的なマスタープランとして策定します。



福祉 21 ビーナスプラン (茅野市地域福祉計画)

環境3基本計画(環境基本計画、景観形成基本計画、緑の基本計画) 茅野市建築物耐震改修促進計画 等

2.計画期間

本計画の上位計画である「住生活基本計画」及び「長野県住生活基本計画」は、策定 年度(平成18年度)から10年後の平成27年度を目標年次として策定されています。

本計画も策定年度(平成 20 年度)から 10 年後の平成 29 年度を目標とすることが考えられますが、本計画は、これら上位計画のもとに策定する必要があることから、目標年次を上位計画にあわせ平成 27 年度として設定します。

そこで、計画期間を以下のとおりとします。

計画期間 平成 20 年度 (2008 年度) ~ 平成 27 年度 (2015 年度) 【目標年次】

ただし、社会経済情勢の変化や施策の効果に対する評価を踏まえ、中間期(平成 23 年度末)において必要に応じて見直しを行っていきます。

